

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原田積善会（以下「本会」という。）定款第15条及び第31条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事 本会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤理事 常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の区分)

- 第3条 常勤理事には、常勤理事報酬及び通勤手当を支給する。
- 2 常勤理事には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 3 常勤理事、非常勤理事及び監事の退職に当たっては、当該役員の役位、任期等に応じ、退職手当を支給することができる。
- 4 非常勤理事及び監事には、評議員会で定める金額の範囲内で非常勤役員報酬を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、評議員報酬を支給することができる。

#### (報酬等の額の決定)

- 第4条 常勤理事報酬の月額は、別表第1「常勤理事俸給表」のとおりとし、各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 2 非常勤役員報酬は別表第2「非常勤役員報酬の上限」に定める額を年間の上限とし、理事に対しては理事会の決議により、監事に対しては監事の協議により、その範囲内で支給額を定める。
- 3 常勤理事に支給する賞与は、別表第3「常勤理事賞与の上限」に定める額を年間の上限とし、理事長は、理事会の承認を得て、その範囲内で支給額を定める。
- 4 常勤理事の退職手当は、別表第4「常勤理事退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。なお、この場合理事長は、退職理事が在勤中とくに功労が顕著であったと認められるときは、理事会の承認を得て、本算式による支給額に対し30%以内で功労金を支給することができる。
- 5 非常勤理事及び監事の退職手当は、一人100万円を上限とし、当該非常勤理事及び監事の役位、任期等を勘案して、非常勤理事に対しては理事会の決議により、監事に対しては監事の協議により、その範囲内で支給額を定める。
- 6 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ退任又は死亡した者に支給するものとし、死亡した者については、その遺族に支払うものとする。
- 7 各評議員の評議員報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内において、評議員会の決議により支給額を定めて支払うものとする。

#### (報酬の支給日)

- 第5条 常勤理事の報酬は、月額をもって毎月15日に当月分を支給するものとする。非常勤理事、監事及び評議員については、理事会出席及び評議員会出席等、必要な都度支払うものとする。

#### (費用)

- 第6条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 通勤手当は、公共交通機関を利用した場合の実費相当額を支給する。

#### (公表)

- 第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成22年2月23日決議)

2. この規程の一部改正は、平成26年3月26日から施行する。

別表第1 常勤理事俸給表 (単位:円)

	月額		月額		月額
第1号	100,000	第7号	250,000	第13号	400,000
第2号	125,000	第8号	275,000	第14号	425,000
第3号	150,000	第9号	300,000	第15号	450,000
第4号	175,000	第10号	325,000	第16号	475,000
第5号	200,000	第11号	350,000	第17号	500,000
第6号	225,000	第12号	375,000		

別表第2 非常勤役員報酬の上限

一人年額40万円。ただし監事及び三重県松阪市在住の理事については、その職務の内容に鑑み、一人年額60万円。

別表第3 常勤理事賞与の上限

当該理事の報酬月額 × 6

別表第4 常勤理事退職手当の算出要領

報酬年額／12 × 役位係数 × 常勤在職年数(ただし、1千万円を上限とする。)

上記算式において、

- (1) 「報酬年額」は、原則として退職時の年額とするが、その金額が既往の報酬年額を著しく下回った時は、既往の年額とすることができる。
- (2) 「役位係数」は、退職時の役位により、理事長2.5、専務理事2.0、常務理事1.7、理事1.5とする。
- (3) 常勤在職年数は、財団法人原田積善会に在職した期間と公益財団法人原田積善会に在職した期間とを通算する。